

広島県告示第八百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年六月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		令和元年広島県告示第七百十六号	
所在地		広島県呉市音戸町早瀬二丁目及び同市音戸町早瀬三丁目地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	鯉ノ浦川（五〇七隣a―一）	土石流
	の自然現象類	土石流	土砂災害の原因となる現象
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	鯉ノ浦川（五〇七隣a―一）	土石流
	の自然現象類	土石流	土砂災害の原因となる現象